

電気通信大学 平成19年度シラバス

授業科目名	知的財産権特論		
英文授業科目名			
開講年度	2007年度	開講年次	
開講学期	後学期	開講コース・課程	博士前期課程
授業の方法		単位数	2
科目区分	電気通信学研究科-電気通信学研究科-専門科目		
開講学科・専攻	情報通信工学専攻 情報工学専攻 電子工学専攻 知能機械工学専攻 システム工学専攻 人間コミュニケーション学専攻		
担当教官名	井桁 貞一		
居室	非常勤講師		

公開E-Mail	授業関連Webページ
igeta@ip.uec.ac.jp	

【主題および達成目標】
知的財産制度の基礎的及び専門的知識を習得すると共に、実際に企業等で知的財産制度がどのように活用されているか、また研究者、技術者として知っておかなければならない注意点など習得する。

【前もって履修しておくべき科目】
なし

【前もって履修しておくことが望ましい科目】
知的財産権概論

【教科書等】
教科書：なし 参考書：産業財産権標準テキスト（特許庁企画、発明協会制作） 「特許法概説」（有斐閣） 「工業所有権法逐条解説」（発明協会）

【授業内容とその進め方】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産制度の現状 ・ 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法

電気通信大学 平成19年度シラバス

- ・国際条約、外国の制度
- ・知的財産権の活用等
- ・企業の知財戦略
- ・特許の交渉や訴訟
- ・各種重要判例

【成績評価方法及び評価基準(最低達成基準を含む)】

課題レポートにより、内容の理解度及び論理的思考がなされているかに基づき、判断する。

【オフィスアワー：授業相談】

- ・適宜相談に応じるが、電話などで事前にアポイントを取ること。
- ・質問等は電子メールで受け付ける

【学生へのメッセージ】

現在、社会において知的財産権の重要性は増大しており、特に研究者、技術者にとって、その知識は必須のものになっている。

政府は知的財産立国を目指しており、企業では知的財産権の創造を重視した研究開発が推進され、有力な知的財産を創出した研究者、技術者が高く評価されるようになってきている。一方、自己の研究成果であっても無断持ち出しに対して、企業機密を持ち出したとして厳しく罰せられる例や、ファイル交換ソフトの公開に対する著作権違反助事件など、研究者、技術者自身の安全のためにも、知的財産権の知識は必要である。

【その他】